

事務連絡
令和4年3月25日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

HPVワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットについて

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（以下「キャッチアップ接種」という。）としています。

キャッチアップ接種の対象者への周知については、「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」（令和4年3月18日健健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知）の3（1）のとおり、厚生労働省において、キャッチアップ接種に関するリーフレットを作成の上、各自治体宛に提供することとしておりました。

今般、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会での議論並びに最新の科学的知見等を踏まえ、別紙のとおりHPVワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットを作成しました。

つきましては、本リーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただき、キャッチアップ接種の対象者へ確実な周知に努めるようお願いいたします。

（参考）

リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資材」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>